

墨田区長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年7月4日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第33号

## 墨田区長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

墨田区長等の退職手当に関する条例（昭和34年墨田区条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の380」を「100分の340」に、「100分の300」を「100分の270」に、「100分の230」を「100分の210」に改める。

第4条（見出しを含む。）中「傷い」を「負傷」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。